

サニナビ

北九州



北九州市保健所
東部生活衛生課
広域食品指導係
小倉北区馬借 1-7-1
4階
TEL 093-522-8728
FAX 093-522-1025

新緑が美しい季節となりました。新年度から、私たち広域食品指導係の監視も新たな体制で始まりました。その中で最近、食品の期限表示を、根拠が曖昧な状態で設定する事例が散見されたため、今月号は期限表示の考え方について紹介します。

また、令和8年4月1日付けで改正された、アレルギー表示についても紹介します。

食品の期限表示について

消費期限と賞味期限の違い



期限表示には、消費期限と賞味期限の2つがあります。いずれも容器包装を開封する前の状態で保存した場合の期限です。一般的に、品質が急速に劣化する食品には、安全性を欠くおそれがない期限の「消費期限」を、比較的品質が劣化しにくい食品には、おいしく食べることができる期限の「賞味期限」を表示すべきです。例えば、「消費期限」は弁当、そうざい、生菓子類、生めんなどの食品に、また「賞味期限」はスナック菓子、即席めん類、缶詰などの食品に表示します。

期限の根拠はどのように決めるのか？

期限設定は、食品の特性、品質劣化の要因や原材料の衛生状態、製造・加工時の衛生管理の状態、容器包装の形態などを勘案し、微生物試験、理化学試験、官能試験や、

これまで商品開発、営業等で蓄積した経験や知見等を有効活用することで、科学的・合理的に行う必要があります。そのため、他社の類似商品を参考に、根拠なく期限を設定することは適切ではありません。

期限は誰が決めるのか？

食品の特性や製造・加工所の衛生管理の状態などを勘案する必要があることから、期限を決めるのは、その食品を最も理解している者です。すなわち製造業者、加工業者又は販売業者が、責任を持って期限を設定し、表示します。輸入食品にあつては輸入業者が表示します。

表示の方法

消費期限または賞味期限の事項名を表示した上で、年月日の順で表示します。製造・加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものは、年月日または年月の順で表示します。

詳細は、消費者庁ホームページや「食品期限表示の設定のためのガイドライン」等の確認をお願いします。



↑
消費者庁ホームページ
食品の期限表示に関する情報

特定原材料に「カシウナッツ」、特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」を追加

改正内容

令和8年4月1日付けで、食品表示基準が改正され、特定原材料に準ずるものがあった「カシウナッツ」が**特定原材料に移行され、義務表示品目となりました**。経過措置期間は令和10年3月31日までです。対応漏れがないようお願いします。

また、**新たに特定原材料に準ずるものとして、「ピスタチオ」が追加されました**。

現在の対象品目は次のとおりです。

【特定原材料】

えび、カシウナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

【特定原材料に準ずるもの】

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

食物アレルギーについて

食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで、じんましんや喘息などの不利益な症状を起こすことです。重篤なものだと血圧が低下してショック状態になるといっ

た症状もあり、最悪の場合死に至ることもあります。

そのため、食品表示基準には食物アレルギーに関する表示についての規定が定められています。また、特定多数の人に日々食事を提供する集団給食施設などにおいては特に、喫食者のアレルギーの有無について把握し、注意することが重要です。

食物アレルギー表示のポイント

食物アレルギーに関する表示については、発症数や重篤度から勘案し、「特定原材料」、及び「特定原材料に準ずるもの」が規定されています。

- ・特定原材料…表示を義務付け
- ・特定原材料に準ずるもの…表示を推奨（任意）

これらの品目は、全国の医療機関を通じて実態調査に基づき、一定の頻度で重篤な健康被害が見られた症例から見直しが行われています。そのため、最新の情報であるか注意しておく必要があります。

アレルギー表示漏れは重大な健康被害に繋がる恐れがあります。食品関連事業者の皆様は特にご注意ください。

編集後記



ゴールデンウィークが終わると急激に気温が上がリ、体調を崩しやすい季節になっています。お気をつけてお過ごしください。今月のうちの子写真は、サボテンです。